

令和８年度三重県サステナビリティ委員会 議事概要

日 時：令和８年８月４日（火） 10：00 ～ 12：00

場 所：三重県勤労者福祉会館５階 第２教室（津市栄町１丁目 891 番地）

出席委員：朴委員（委員長）、百瀬委員（副委員長）、花嶋委員、馬場委員、川端委員、
喜多委員、澤田委員、坂井委員、小西委員

<議事概要>

（１）「三重県環境基本計画」の進捗状況について

○事務局説明

資料１－１～１－６に基づき、説明

○質疑応答・意見交換等

（朴委員長）

- ・三重県の環境基本計画は、非常に先進的な計画として策定したものであるが、事務局説明資料１－１、スライド１「スマート（SMART）社会みえ」の実現のための４つの施策のうち一つが「低炭素社会」となっており、策定に関わった者として心残りに思っている。

（事務局：環境生活総務課）

- ・三重県環境基本計画は、目標年度を 2030 年とする長期にわたるマスタープランであり、計画策定から 6 年が経ち、記載内容について社会情勢と多少ずれが生じている部分もある。
- ・2030 年の改定に向けて、ある程度時間をかけて、しっかり社会情勢や環境の変化をふまえながら策定作業を進めていく必要があると思っている。委員のご意見等もふまえながら検討していきたいと考えている。

（小西委員）

- ・資料１－３、スライド６「新たな『循環型社会形成推進計画』」の「モニタリング指標」のうち、食品ロス量削減率についてはどのように調査しているのか。

（事務局：資源循環推進課）

- ・国と同じ調査方法で、毎年県内 3 か所のごみ処理場に協力していただいて、可燃ごみを開封・検査し、その中から食品ロス量を実地調査している。

（百瀬委員）

- ・国の統計資料から分かるように、日本全体における食品ロス量は、2013 年の時点で 2000 年から 4 割程度減った。

- ・SDGsの目標12.3には「食べられるのに捨てられるものを半分にする」ことが書かれており、また食品リサイクル法制定から25年、食品ロス排出削減法制定から6年が経つ中で、無駄なものは買わないことや、消費期限・賞味期限について正しい意識を身につけることなど、「食品ロスを減らそう」という消費者の意識が醸成されてきたことで、こうした結果となったと考えられる。

(小西委員)

- ・資料1-2、スライド6「県域の温室効果ガス削減に向けた取組」について、事業者への取組の重要性を改めて認識した。
- ・過去に「三重グリーン購入ネットワーク」でイベントをした際、製造業者から、「工場が非常に暑く、従業員が働ける状況でないため、エアコンをはじめとした対策を頑張る必要がある」という話を聞いた。太陽光発電の設置だけでなく、温室効果ガス削減のため、例えば窓を工夫するなど涼しさを保つための取組等を行っている事業者向けの補助は行っているのか。

(事務局：地球温暖化対策課)

- ・事業者向けの補助として県が行っている取組は、スライド5に記載している太陽光発電設備設置の事業者向けのもの以外になく、また予算確保等の関係で難しいところがある。
- ・環境省や経済産業省はZEHやZEBといった補助金が用意されており、そうした国の取組についても、県として関係事業者の説明していきたい。

(小西委員)

- ・スライド3で省エネ家電の取組を紹介されていたが、CO₂削減効果は減っている状態にあると思う。仕方ないと思う部分もあるが、県民が取組を知らないという状況があると考えられる。県民の認知度に関するエビデンスを取る必要がある。

(事務局：地球温暖化対策課)

- ・こうした取組については、県民の方に広く周知することが大事だと思うため、次に事業を行う際は、周知にも力を入れていきたい。

(朴委員長)

- ・みえデコ活などで、必死でアピールしているところと思う。委員の皆さんにももう少し積極的にご覧いただくようお願いしたい。

(事務局：地球温暖化対策課)

- ・ホームページなどにも掲載しているので、サステナビリティ委員の皆さんにもぜひ知っていただけるとありがたい。

(花嶋委員)

- ・今回のように様々な部局が一か所に集まって、何をやっているかお話ししていただくことは、もちろん私たち委員にとっても非常に興味深いことだが、それぞれの部局にとっても、隣の課が何をしているのかしっかり分かって良い機会であると感じた。
- ・それぞれの割り振った業務に限らず、資料 1－4 で説明のあった「不法投棄をさせない地域づくり」のように、あるポイントから「ここを綺麗にするためにはどうしたらいいか」みたいな「逆向きの話」があり、この点もすごく良いと思った。
- ・今回のような場を持つことで新たな連携が生まれた事例があれば聞きたい。

(事務局：廃棄物対策課)

- ・今回紹介した豊かな海づくり大会を契機とする「不法投棄をさせない地域づくり」については、海づくり大会プロジェクトチームと当課が連携、情報交換し、どうやったら事業がうまくいくかなどについて話してきた。
- ・同じ環境部局内の話ではあるが地域環境室や廃棄物監視・指導課、他に志摩市や南伊勢町、三重県産業廃棄物協会を含めて、様々な機関と連携して取組を進めることができ、本当によかったと感じている。

(事務局：大気・水環境課)

- ・環境基本計画も 1 つの契機として、「きれいで豊かな海」の実現に向け、下水処理場における栄養塩類管理運転や藻場・浅場の再生など、環境生活部、農林水産部、県土整備部、その他関係者とタッグを組み、できるだけ広範な視点を持って取り組むよう努めている。

(朴委員長)

- ・三重ならではの「横の強み」を「三重モデル」として、是非とももっと積極的にアピールしていただきたい。
- ・最近環境の話が取り上げられていないように感じているので、良い取組に関してはアピールしてほしい。

(馬場委員)

- ・三重県の取組について、今回は大変勉強になった。他の都道府県と比べて突出した取組や特徴があれば、勉強のために教えていただきたい。

(朴委員長)

- ・様々な委員会に参加してきた者としては、環境、経済、社会の全てが含まれているこのサステナビリティ委員会にこれだけの関係者が集まり、SDGs が可能だと示す場となっていること自体も、特徴の一つと言えらると思っている。

(川端委員)

- ・日本有数の雨が多い地域と言われている尾鷲で林業に携わる中で、最近の 40 度を超える気温が身に染みており、また雨の降り方が以前と随分違ってきていることも実感している。
- ・こうした中、地球温暖化対策や災害防止等の公益的機能を考えると、森林や林業は非常に重要な役割を担っていると思っている。
- ・今回ご説明いただいた中に森林についての報告はなかったが、毎年サステナビリティレポートを拝見するとそれなりに入っている。
- ・昨年は、県行造林における J－クレジット創出の取組が報告されていたが、令和 7 年から令和 8 年にかけての取組や、或いは今後、森林林業の分野における新たな取組、他部局との連携の予定等があれば日頃林業に携わっている立場として知りたい。

(事務局：森林・林業経営課)

- ・林業の話題が少ないところについては、改めてサステナビリティレポートで、しっかり書き込みたいと思っている。
- ・新たな取組ということで、昨年は J－クレジットの創出について紹介した。この取組は今年度も継続しており、県自らの取組をモデルとして示すという段階が終わり、それをさらに民間の林業関係者に広げていこうということで、今年度から新しい取組を進めていきたいと考えている。
- ・その中で現在、森林由来 J－クレジット推進のための条例の検討を進めているところである。
- ・今回全国豊かな海づくり大会のお話をさせていただいたが、県としては令和 13 年の全国植樹祭の招致を表明している。そこに向けて、関係部局とも連携し、また県民の皆さまのご協力をいただきながら、気運を高めるような取組をこれから進めていきたい。

(朴委員長)

- ・三重県は山と川と海が見事に一体化し我々の生活はもちろん自然も守っている。こうした「恵まれた三重」が当たり前になっているかもしれないが、わかりやすい見える化が必要だと思っている。
- ・2030 年度までに温室効果ガス 47%削減ということで、三重県は国の目標より 1 % 高い目標を設定している。
- ・森林吸収量について、年間 4 % くらいだろうと思われるが、なかなか測ることが難しいところではある。正確に計算をしていけば、森林の役割は温暖化対策において非常に大きな役割を占めるということで間違いないと考えている。

- ・三重県の強みである山と海をはじめとした恵みをいただきながら、我々の環境政策に数値的にも定量的にもプラスになることを積極的にやっていくことがこれからの課題である。

（２）委員からの取組・事例紹介等

○委員説明

- ・百瀬副委員長
資料２－１に基づき、説明
- ・馬場委員
資料２－２に基づき、説明

○質疑応答・意見交換等

（澤田委員）

- ・コンビニート事業者としては、安全面・環境面を意識する中で、テクノロジーを取り入れにくい分野であるとともに、法律関係の整理や申請等に関して担当者の確保が難しいと思っている。
- ・実地研修の場を提供するなど、興味を持つ学生の裾野を広げることや、地元の学生の認知度向上といったことで関与できるのではないかと考えている。

（小西委員）

- ・百瀬副委員長の説明に関して、店によって食べ残しの持ち帰りができない場合があるのも課題だと感じた。

（朴委員長）

- ・他国では貸付容器や持込容器を使って持ち帰っていい場合が多いが、国内では食中毒の関係でできない場合がある。その辺りについて教えてほしい。

（百瀬委員）

- ・外食産業や子ども食堂での持ち帰りについてもだが、現在の法律では、ＰＬ法で定められている製造者責任の影響が大きい。
- ・ヨーロッパやアメリカのように「もらった人の責任」という考え方が消費者庁のガイドラインのレベルで出てきたところ。
- ・「自分の責任で持って帰り自分の責任で食べる」というように、法律でも、社会の中でも認知されていけばいいと思うが、現段階ではまだリスクがあるので、やりたくない企業も多くあり、食べ残さないことが一番である。